

平成 19 年 5 月 23 日

I R 広報室

各位

### 特許訴訟の判決に関するお知らせ

東京地方裁判所において、サミー株式会社を訴えていた訴訟について、平成 19 年 5 月 22 日に判決がありましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 判決の内容

サミー株式会社の製造販売したパチスロ機「北斗の拳」が、当社が保有する特許第 3069092 号および特許 3708056 号の権利を侵害しているとして、当社は、特許権による侵害損害賠償を請求して東京地方裁判所に提訴しておりましたが、この特許侵害訴訟について請求棄却との判決がありました。

##### 2. 発明の概要と判決に対する当社の見解

本件特許請求の範囲の根幹部分は、「告知機能システム」のシステムとシステムの報知手段を工夫したものであります。この判決では、システムの部分についての特許請求の範囲が十分に理解されず、特許のもつ意味も正しく理解されなかったと考えております。特許請求の範囲に記載されたほんの一部の現象面である報知それ自体を対象として取り扱い、それが特許を侵害していないというこの判断は明らかに特許請求の範囲の一部を表面的にとらえて、特許請求の範囲と異なる報知自体を特許の権利範囲として取り扱い、特許の意味が十分に理解されていないと考えております。裁判所によって、我々国民が裁判所として納得できるだけの論議と検討と判断がされることを期待して控訴することとしました。

##### 3. 今後の見通し

この判決は、特許発明の「告知機能システム」の技術内容を正しく理解されないでなされた判決です。当社は裁判所が技術内容を正しく理解されるべく、今般、特許内容を踏まえ、高度な法律能力と技術能力に対応できる新たな体制を組みなおして対応しております。明らかに、「北斗の拳」は、告知機能システムである本件特許発明特許第 3069092 号の権利を侵害していません。この判決では、被告サミー株式会社が行った本件特許が無効であるとの主張に対して裁判所は当然のことながら有効であるという判断を行い、この判断を前提とした上で、告知機能システム特許の権利範囲に「北斗の拳」が属しないとの誤った判断がなされたものです。

今後、特許の権利範囲および侵害内容を控訴審において明らかにしていきます。

なお、この判決により当期の業績に与える影響は全く御座いません。

以上